社会福祉法人昭和村社会福祉協議会　法外援護費支給要綱

（目　的）
第１条　この要綱は、旅行中に旅費を使い果たした、または紛失した等の理由により、村外への移動が困難な者に対して、人道的観点から法外援護費として目的地への旅費の一部を支給することを目的とする。

（定　義）
第２条　この要綱による「法外援護」とは、法律や規則を適用して援護できない場合や、緊急に援助が必要な場合などの救済方法をいう。

（支給対象者）
第３条　法外援護費の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
（１）昭和村以外に居住している者
（２）身分を明らかにすることができる者

（支給金額）
第４条　支給金額は５００円とする。

（支給の申請）
第５条　法外援護費の支給を受けようとする者は、別記法外援護費支給申請書を会長に提出しなければならない。

（支給の決定）
第６条　会長は、法外援護費支給申請書が提出されたときは、申請内容を調査確認し、法外援護費支給の可否を決定するものとする。ただし、会長が不在のときは、事務局長又はあらかじめ指名された職員がこれを行うことができるものとする。

（支給の回数）
第７条　法外援護費支給の回数は、１人年１回とする。

（支給の取消）
第８条　会長は、第６条の支給決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段によって法外援護費の支給を受けまたは受けようとしたときは、その決定を取り消し支給金の全部を返還させることができる。

附　則　この要綱は、平成１６年６月１日から施行し、従前に支給した援護費は、この要綱を適用したものとみなす。